

II. 松本市の町会

① 町会の仕組み

現在、松本市には493の単位町会が存在し、単位町会がいくつかまとまって35の地区町会連合会を構成しています。さらに、全35の地区的町会連合会が集まって構成された松本市町会連合会、の三層構造となっています。

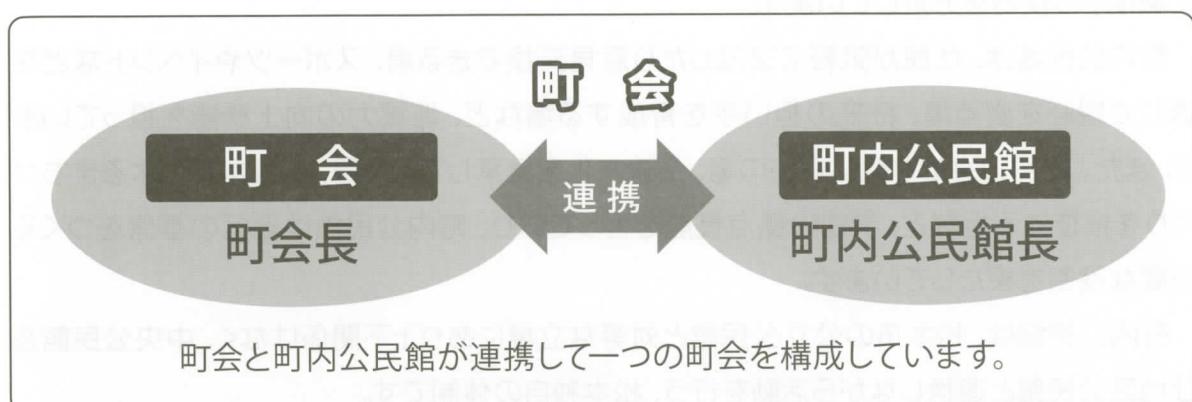
また、単位町会の下には、常会や班、隣組などの組織があります。



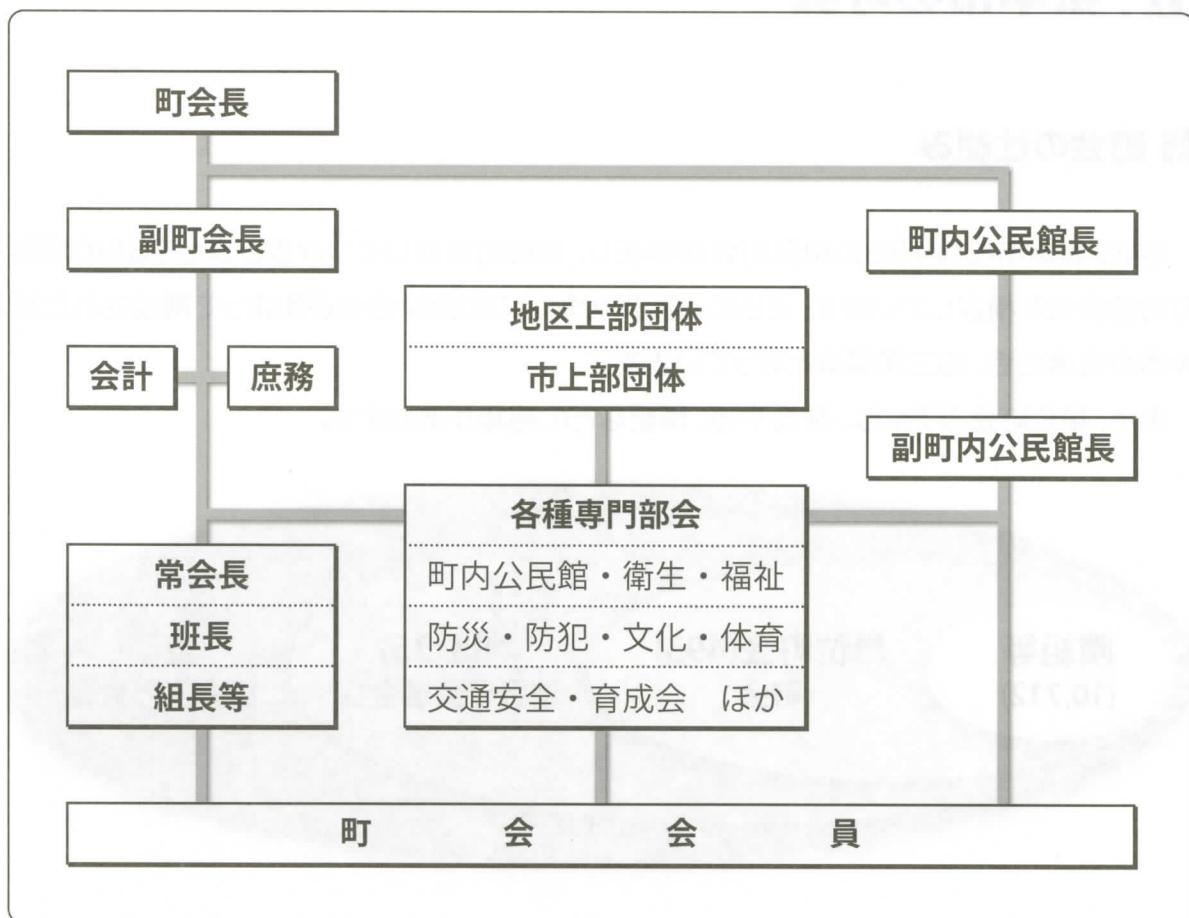
① 町会（単位町会）

町会（単位町会）は、住民の生活に即した活動が行われる、住民に最も身近な地域コミュニティです。町会長や副町会長、会計などの役職があり、衛生、福祉、防災などの各種専門部会が組織されていますが、町会ごとに組織体制は異なります。

また、町会（単位町会）には町会などが設置運営する町内公民館組織があり、町会と町内公民館の二枚看板を掲げながら一体となって町会を運営しており、これが松本市の町会の特色となっています。



◆ 単位町会の組織図（例）



② 町内公民館

「町内公民館」とは、町会が自分たちで設置し運営する自治公民館です。町会の公民館として、施設管理から運営まで活動のすべてが町会（町会内の住民）によって行われています。

松本市内493の単位町会の中には町内公民館組織があり、町会と相互に連携しながら活動しています。基本的には町会が「町内自治の統括機能」、町内公民館が「町内の活性化機能」の役割を分担しています。

町内公民館は、住民が気軽に交流したり意見交換できる場、スポーツやイベントなどを通じて親睦を図る場、将来の担い手を育成する場など、地域力の向上機能を担っています。また、住民の身近な話し合いの場、伝統文化を継承していく場、生涯学習によるまちづくりを推進する場など、学習の拠点機能を担っており、町内公民館は地区の基盤をつくる重要な役割を果たしています。

町内公民館は、松本市の公立公民館と対等な立場にあり上下関係ではなく、中央公民館及び地区公民館と連携しながら活動を行う、松本独自の体制です。

◆ 町会と町内公民館の機能・性格

	町 会	町内公民館
機能	<p>町内自治の統括機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治機能 住民の意見を調整し町内の合意形成を図る。 ○運営機能 防災・環境衛生・福祉等の助け合う取組みを役割分担 ○利害調整機能 道路や施設の建設、ゴミステーションの設置等、町会内の調整 	<p>町内の活性化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域力向上機能 親睦・交流、円滑な人間関係・ネットワークづくり、地域づくりの主体形成、将来の担い手育成、町会ではできにくい地域づくり実践等を通じて住民自治と地域連帯の基盤を強化 ○学習拠点機能 気軽なたまり場、団体・グループ活動の場、学習・話し合いの場、文化の継承と創造の場、健康づくりの場、地域福祉活動の拠点、防災の拠点、地域づくりの拠点として生涯学習によるまちづくりを推進
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ○全会一致の原則 町会の決定は町会住民の総意としての決定となる。 ○決定期限がある 「いつまでに必ず結論を出さなければいけない」という期限がある。 ○組織の制約がある 組織の決定に重みがあるため、他団体との連携には慎重になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○この指とまれ方式 「やる気のある人でとりあえずやってみよう」という気軽さがある。 ○じっくり取り組める 期限に縛られず「なぜそれをやるのか」「それはおかしくないか」という本質的議論ができる自由さがある。 ○他団体との連携が図りやすい 堅苦しく考えず、地域の福祉施設やNPO、コミュニティ・ビジネス等とつながりやすい

出典「松本市町内公民館のてびき」

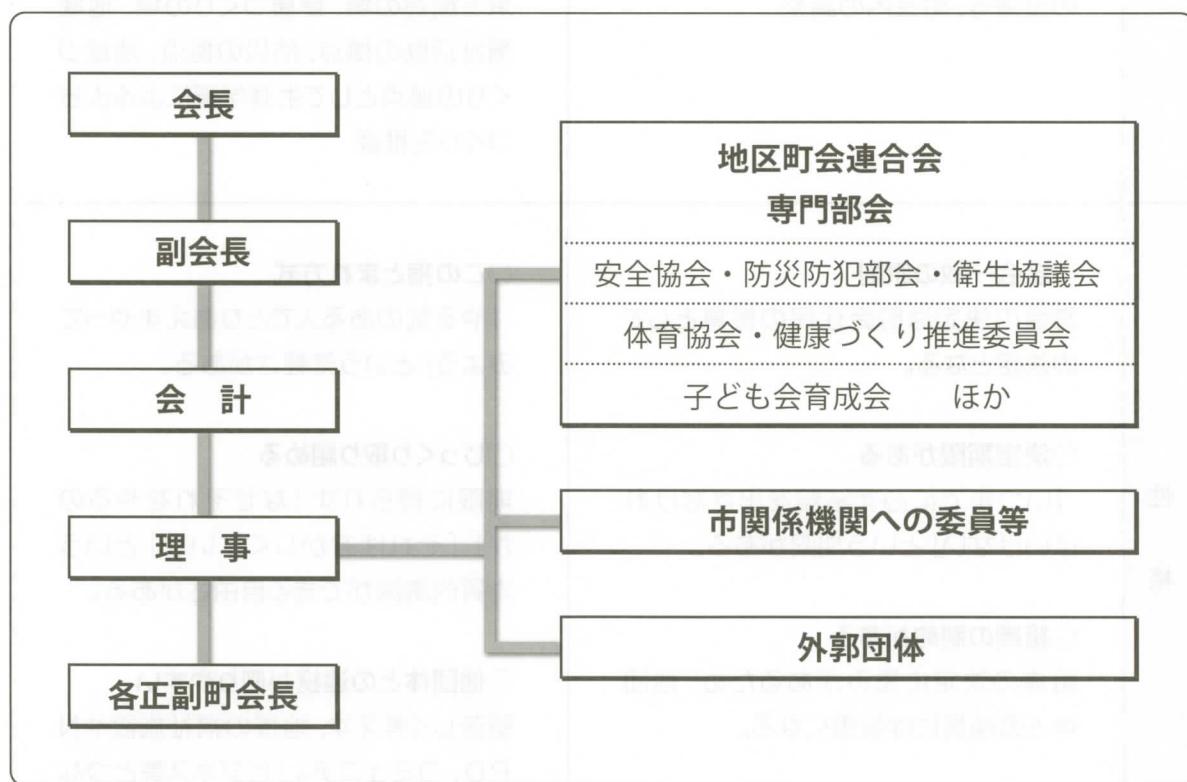
③ 地区町会連合会（地区町会）

地区町会連合会は、旧村や小学校区程度のエリアを範囲として、いくつかの単位町会がまとまり組織されています。会長や副会長、会計などの役職があり、安全協会や防災防犯部会、衛生協議会などの各専門部会が組織されていますが、各地区によって組織体制は異なります。

各地区町会連合会では、単位町会の活動に関する相互の連絡調整や、単位町会では解決できない広域な問題を対応協議するなど、地区内の諸団体と連携を図りながら取組みを進めています。

また、市政運営への協力をはじめ、単位町会間の連絡調整や情報交換、住民福祉の向上、親睦を図るためのイベントの開催など、自分たちの住む地区の発展のため活動をしています。

◆ 地区町会連合会の組織図（例）



④ 松本市町会連合会

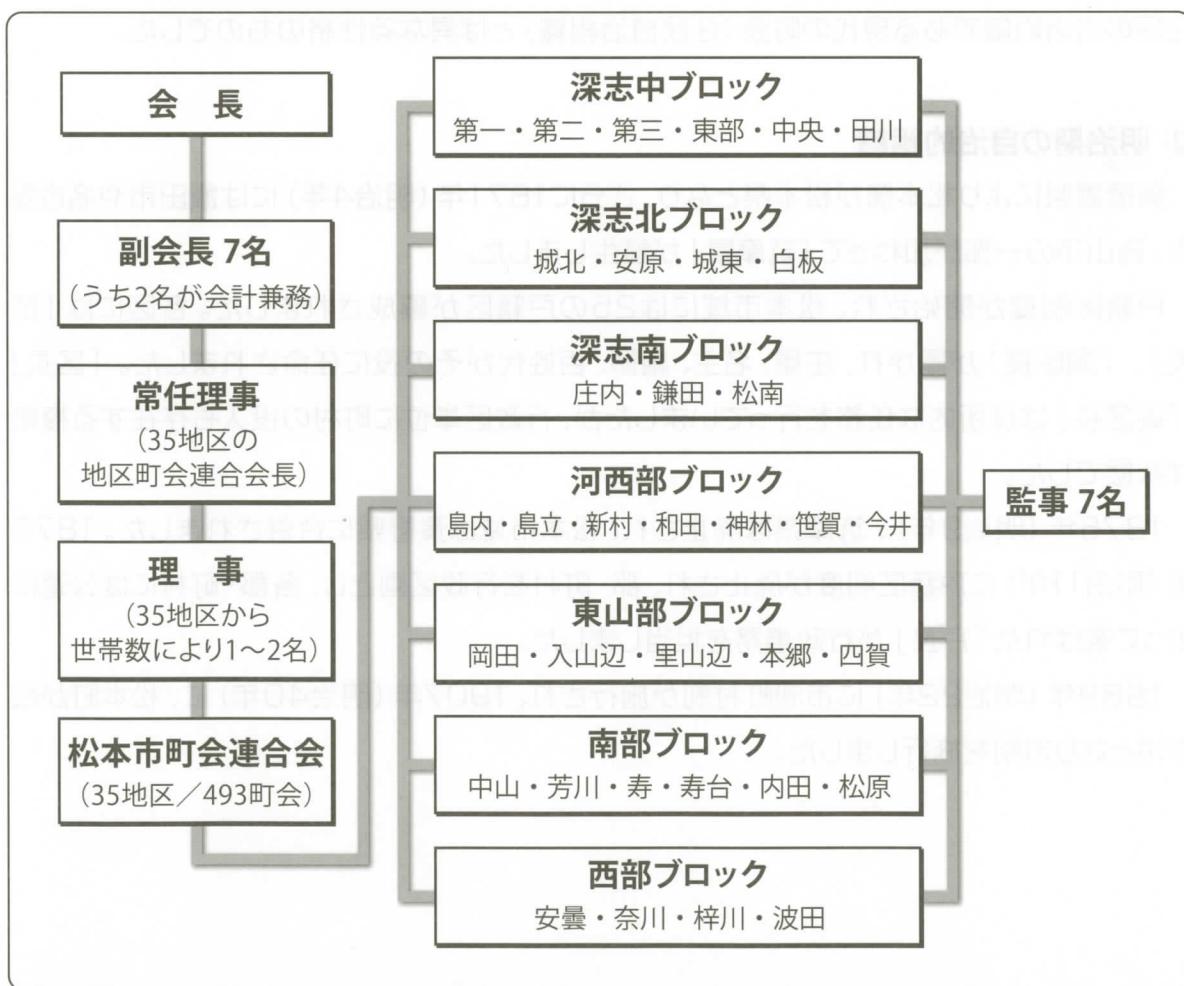
松本市町会連合会は、市内全35地区493町会によって構成されており、35地区的地区町会連合会長が常任理事を務めています。

松本市町会連合会は、市政の運営に協力しながら市民福祉の充実や「住みよい街づくり」を進め、住民の唯一の基盤組織として、住民意思の市政への反映につとめ、住民自治の理念に徹し、町会相互の連帯感を深めることを目指しています。

地区町会連合会間のパイプ役として相互に情報交換を行い、単位町会や地区では対応できない広域的な課題に対する意見調整を行うとともに、行政との情報交換や単位町会の運営支援などに取り組んでいます。

一年間の主な事業として、市政への提言やブロック別懇談会、市との協働による地域づくり、地域への貢献活動、各種団体などとの連携・支援、会報の発行、町会長研修会などをっています。毎年定期的に行われる「市政まちかどトーク」では、松本市町会連合会と市が通学区（H24）や新たな地域づくり（H25）などについて意見交換をしています。

◆ 松本市町会連合会の組織図



② 町会の歴史

① 町会の起源

諸説ありますが、農耕牧畜生活を営むために一定の地域に定住する者の集団による「共同体の自治」が原点だと言われています。農村における「村落共同体（ムラ）の自治」を社会秩序の基盤とし、中世末期には既に町会の起源となる地域生活の協力単位があったとされています。

現在に直接つながる住民の自治組織としての町会は、明治維新を経て、大正時代に現在の組織体制の基礎が形成されました。

② 江戸期の自治的組織

江戸時代の松本藩は領内を統治するため、地域の長として「筋奉行」、「肝煎り」を定め、後にこれらは「大庄屋」、「庄屋」（名主）などと呼ばれました。その下に「組頭」や「年寄」、末端に「五人組」という「隣保組織」を配置しました。

これらの制度は、藩が領民を統一的に支配する政治的な目的で組織されたものであり、住民の自治組織である現代の町会（住民自治組織）とは異なる性格のものでした。

③ 明治期の自治的組織

廃藩置県により松本藩が松本県となり、さらに1871年（明治4年）には飯田市や名古屋市、高山市の一帯が加わって「筑摩県」が誕生しました。

戸籍区制度が開始され、松本市域には25の戸籍区が編成されました。各区には「区長」、「副区長」が置かれ、庄屋、名主、組頭、百姓代がその役に任命されました。「区長」「副区長」は役所的な任務を行っていましたが、行政区単位に町村の役人も存在する複雑な状態でした。

1876年（明治9年）、筑摩県は廃止され、松本市域は長野県に合併されました。1878年（明治11年）に戸籍区制度が廃止され、郡・町村を行政区画とし、各郡・町村には公選によって選ばれた「戸長」が行政事務を担当しました。

1889年（明治22年）に市制町村制が施行され、1907年（明治40年）に、松本町が松本市となり市制を施行しました。

④ 大正期における自治組織の萌芽

市の事務をスムーズに行うため、1915年（大正3年）に松本市は「松本市区長規定」を制定し、各町に「区長」とび「区長代理」、その下に「伍長」を設置しました。

しかし、市で任命した区長と住民との間でトラブルが発生し、途中から町会の推薦者を「区長」、「区長代理」として市が任命する方式に変更となりました。これが現在の住民自治組織としての町会の基盤となり、行政事務の普及と町内行事の運営、町民の意思統一が期せられることとなりました。

⑤ 昭和戦前期の町会

1928年（昭和3年）、行政事務のより円滑な遂行と、区長同士の連携を図ることを目的に「松本市区長会」が結成されました。区長会には会長・副会長・評議員・幹事の役を置き、顧問に市長・副市長が就任しました。

1940年（昭和15年）には、戦時下の国策遂行を徹底することを目的として、内務省から「部落会町内会等整備要領」が都道府県に通達されました。この要領は、町内会を市町村の下部組織と位置付け、その下に概ね10戸を1つとする「隣組」を置くという統一的なモデルを示したものでした。同時に市町村及び部落会・町内会、隣組それぞれに「常会」を設置し、協議が必要な事項をここで決定しました。

現在の回覧板による連絡事項の伝達はこの頃から始まりました。

⑥ 昭和戦後期の町会

1947年（昭和22年）、連合国軍総司令部（GHQ）から戦争遂行組織として判断された町内会の解散令（ポツダム政令第15号）が出されました。

町内会の解散に伴い、市の12支所で町内会に関する事務を実施しました。住民にとっては生活を維持していくための互助組織が必要であるとして、町内会解散後にも防犯協議会や町内公民館として町会の一部の機能が維持されました。

1948年（昭和23年）には、自分たちの町内は自分たちの手でつくる理想的な組織が必要であるという動きから、各町内から選ばれた委員によって、「松本市生活協議会」が組織されました。この組織がのちに「松本市町会連合会」へ引き継がれていきます。

解散命令から5年後の1952年（昭和27年）にサンフランシスコ講和条約が締結され、日本の独立が回復したことに伴い、町会が復活しました。しかし、復活後の町会は戦争遂行の手段として利用された経験を踏まえ、民主的な町会活動の推進を目指すこととなりました。

1954年（昭和29年）、昭和の市村合併を機に「松本市町会連合会」が組織されました。

「生活協議会」を「町会」に、「協議会連合会」を「町会連合会」に、「協議会長」を「町会長」に改称し、会則第三条の目的に「市民全般の福祉、市行政の運営に協力」が加えられました。

⑦ 高度経済成長期以降の町会

1960年代後半から始まる経済の高度成長に伴い、産業構造の変化や生活の都市化が進み、かつての濃密な人間関係は敬遠され地域住民同士のつながりが希薄化しました。それまでの地域との関係なしでは暮らしが成り立たない現状が一変したことにより、町会への関心が弱くなりました。

これまで地域住民の労力で取り組み解決してきた問題の多くは、行政のサービスとして市が実施することとなり、町会を基盤として活動していた青年団や婦人会の活動が弱体化し解散が相次ぎ、地域における住民同士の関係はさらに希薄となっていきました。現在の「無縁社会」とも言われる社会構造の原点がここにあります。

1990年代には、産業構造の変化や生活基盤の都市化により、地域との関わりや住民同士の人間関係などの希薄化が一層進み、家族介護の限界などから福祉の社会問題化が進行しました。

⑧ 超少子高齢型人口減少社会における町会

2011年の東日本大震災や松本地震の経験をきっかけに、身近なコミュニティでの助け合いの大切さを再認識し、絆社会への転換を求める気運が高まっています。

超少子高齢型人口減少社会の進展などによる社会経済状況の変化を背景に、現在では要援護者の見守りや災害時の助け合い、買物弱者問題など地域課題が増加し複雑化していることから、住民に最も身近な地域コミュニティである町会の役割はより一層高まっています。

③ 協働の地域づくり

① 松本市の進める地域づくり

市は、地域づくりを「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組み」としています。

松本市の地域づくりは、将来の都市像『健康寿命延伸都市・松本』の創造に向けた土台づくりを担うものです。住民自治や地域連帯といった地域力の向上のため、お互い様の精神で助け合い、学び合い、安心して暮らせる持続可能なまちを市民が主役となって行政との協働により創造していきます。

35地区を基本エリアとすること、町会などを核とする既存の自治の仕組みを最大限に活用していくこと、また、公民館や福祉ひろばのこれまでの成果を活かした人材育成を進めていくことの3つを特色として、「松本らしい地域づくり」を進めていきます。

② 今なぜ地域づくりか

現在、超少子高齢型人口減少社会の進展などによる社会経済状況の変化を背景に、要援護者の見守りや災害時の助け合いなど、地域コミュニティにおける地域課題が増大化・複雑化しています。一方、人間関係の希薄化や地域活動への無関心など、地域は厳しい状況にあります。

増加し複雑化していく地域の課題は、地区や行政だけでは解決が難しくなっており、地区ごとの実情に即した解決への取組みが求められています。

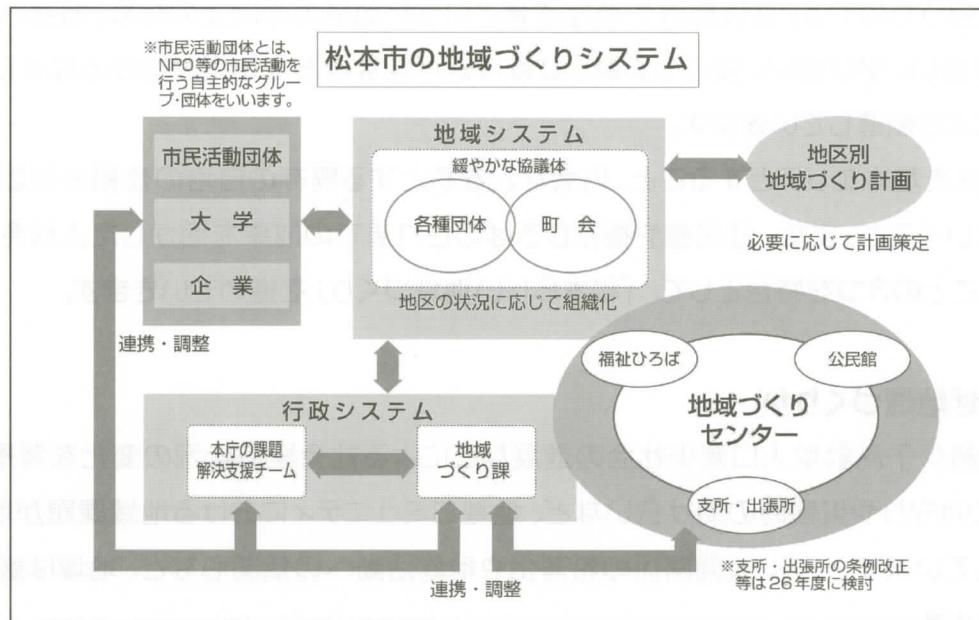
町会においても、住民の町会活動への無関心・非協力、住民の高齢化による町会活動への参加人数の減少、町会未加入者の増加などの課題があります。それに伴い多くの町会が、役員の負担増加や役員の担い手不足など、多くの課題を抱えています。

これらの課題は短期間で解決することは困難ですので、開かれた町会運営による地域住民の町会への理解を広め、誰もが参加しやすい町会を目指していくこと、また、厳しい現状を認識し合い、課題を共有し、住民同士で負担を分担していくことを地道に進めていく必要があります。

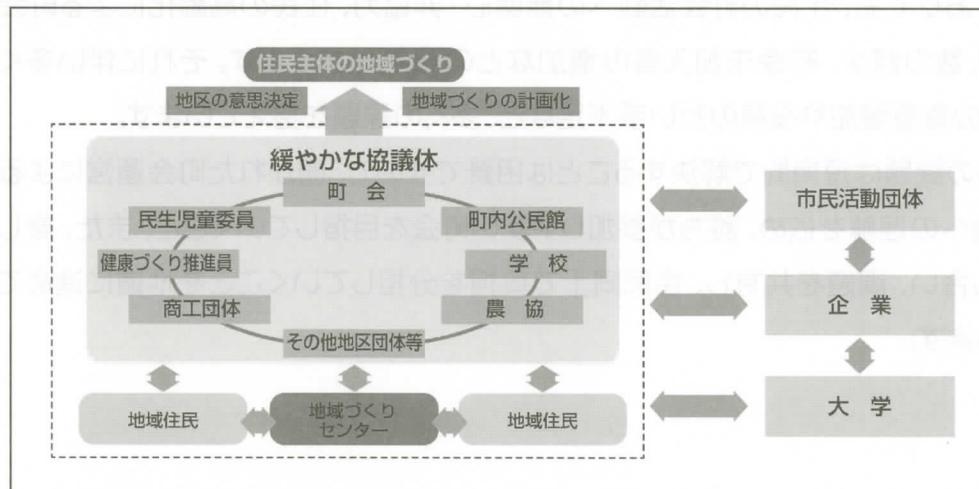
③ 松本市の地域づくりシステム

松本市の地域づくりシステムは、住民が主体となって課題解決に取り組む「地域システム」と、それを市が支援するための「行政システム」で構成され、それらを繋ぐ地域づくりの拠点として、各地区に「地域づくりセンター」を設置しています。

地区町会連合会や単位町会は、地域システムにおける緩やかな協議体の核と位置付けられています。



「緩やかな協議体」は、地区の状況に応じ、町会などを核とする既存の自治のしくみを最大限に活用して、地区独自の組織構成により設置するものとなります。



これからの地域づくりについて、町会で困っていることや相談したいことがありましたら、各地区の地域づくりセンターにご連絡をお願いします。

(各地区の地域づくりセンターは、51ページを参照ください。)